

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- （1）お客様の氏名
- （2）宿泊日及び到着予定時刻
- （3）お客様の連絡先
- （4）その他当ホテルが必要と認める事項

2 前項に基づき当ホテルに申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当ホテルに申し出ていただきます。

3 お客様が、宿泊中に第1項（2）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3 次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

（1）前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。

（2）前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の16時まで）に連絡がとれないとき。

（3）当ホテルからの連絡を拒否されたとき。

4 前項の場合において、当ホテルが、お客様にかかる宿泊契約が効力を失ったものとして処理したときは、当該処理の日にお客様が宿泊契約を解除したものとみなして第5条2項の規定を準用して違約金をお支払いいただきます。

第4条（施設における感染防止対策への協力の求め）

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

3 第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする方に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

（2）満室により客室の提供ができないとき。

（3）災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実により予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。

（4）宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。

（5）宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（6）宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

（7）宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

（8）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（9）宿泊しようとする方が、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（10）宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。

（11）保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。

（12）宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。

（13）実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。

（14）その他、各種法令又は京都府条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2 宿泊しようとする方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条（お客様の契約解除権）

お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

3 お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。

第7条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（1）お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する京都府条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。

（2）お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、業務妨害、他の利用客に迷惑を及ぼす行為その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。

（3）お客様が伝染性の疾病にかかっていることが明らかに認められるとき。

（4）宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

（5）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（6）当ホテルや周辺での喫煙、消防用設備等に対するいたづら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。

（7）宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。

（8）宿泊料金のお支払いが確認されないとき。

（9）この約款又は当ホテルの利用規則に違反したとき。

（10）その他、各種法令又は京都府条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用して、宿泊契約が効力を失ったものとして取扱うことができるほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

3 前二項の規定に基づいて宿泊契約が失効した場合には、第1項（3）及び（5）の場合を除き、既払いの宿泊料金があるときは、その返還はいたしかねます。また、宿泊料金が未払いである場合には、宿泊料金相当額を違約金としてお支払いいただきます。

第8条（宿泊の登録）

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当ホテルの所在する京都府の定める条例に基づき、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（1）お客様の氏名、年齢、性別、住所及び職業

（2）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

（3）出発日及び出発予定時刻

(4) 前泊地及び行先地

(5) その他当ホテルが必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の定めにかかわらず、追加料金をお支払いいただくことを条件として、同項に定める時間以外の客室の使用（以下、「時間外使用」といいます。）に応じることがあります。

第10条（利用規則の遵守）

お客様は、当ホテル内においては、当ホテルの利用規則に従っていただきます。

2 お客様には、宿泊約款及び利用規則のほか、宿泊時の社会情勢に応じ、当ホテルが安全、衛生上の観点から適切であると判断して行う指示に従っていただくものとします。また、施設のご利用方法・態様について、その都度、当ホテルがご利用されるお客様に快適にお過ごしいただくために必要であるとして、適宜行う指示にも従っていただくものとします。正当な事由なく当ホテルの指示に従っていただけない場合、第4条及び第6条の規定に準じて、宿泊を拒絶し、又は宿泊契約を解除し、当ホテルから退去していただくことがあります。

第11条（営業時間）

当ホテル内の各種施設等の営業時間は、公式ホームページ、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

2 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。

第12条（料金の支払い）

お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当ホテルが請求したときもしくは当ホテルが指定した支払期限までに、日本円、当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード又は当ホテルが承認する決済手段を用いる方法により、フロント又は当ホテルが指定する場所において行っていただきます。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。この場合における解除の通知については、第6条2項の規定を準用するものとします。また、客室を提供できないことについて、当ホテルの責に帰すべき事由がある場合には、当ホテルは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、お客様に補償料を支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。

第 14 条（寄託物等の取扱い）

お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、当ホテルはその損害を賠償いたしません。

2 お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ホテルはその損害を賠償いたしません。

第 15 条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前 2 項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準用するものとします。

第 16 条（当ホテルの責任）

当ホテルは、この約款に基づく当ホテルの責任制限条項の規定内容にかかわらず、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行又は不法行為によりお客様に損害を与えた場合において、当ホテルが付保する旅館賠償責任保険が適用されるときは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、当該保険により填補される保険金の支払額を上限としてその損害を賠償します。

第 17 条（お客様の責任）

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被った場合には、お客様にその損害を賠償していただきます。

2 当ホテルにおいて、お客様の責に帰すべき事由により、他のお客様に損害を被らせた場合において、当ホテルが被害者となったお客様にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ホテルは、損害賠償義務者となるお客様に対し、当ホテルが支払った金額相当額の求償ができるものとします。

第 18 条（客室の清掃）

お客様が 2 泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。

2 前項の定めにかかわらず、お客様が 2 泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合には、シーツ類の交換を行うの

は原則として 3 日経過ごとに 1 回とさせていただきます。但し、寝具の仕様により、当ホテルが必要と認めたときは、お客様から清掃は不要である旨のお申出がない限り、毎日行わせていただく場合があります。

3 お客様から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び京都府条例等の趣旨に鑑み、少なくとも 3 日経過ごとに 1 回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとするほか、お客様に使用する客室を変更（移動）していただくことができるものとします。

4 前項の客室清掃及び客室の変更（移動）について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第 19 条（裁判管轄及び準拠法等）

お客様と当ホテルとの宿泊契約に関連して発生した全ての紛争に関する裁判管轄は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 お客様と当ホテルとの宿泊契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

3 宿泊約款が複数の言語で作成されている場合に、各宿泊約款での記載に相違、矛盾その他の齟齬があるときは、日本語表記の宿泊約款の記載内容が優先するものとします。

第 20 条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

別表第 1 宿泊料金の算定方法（第 11 条関係）

	内訳	
宿泊料金	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	その他の利用料金
	税金	消費税、宿泊税

（注）

（i）宿泊料金は、ホテル内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

（ii）客室定員数を超えて、大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、5 歳までのお子さまに限るものとし、ベッド 1 台につき最大 1 名様までとさせていただきます。

（iii）定員が 2 名様の客室を「大人 1 名様＋5 歳以上のお子さま 1 名様」でご利用の場合は、大人 2 名様分の料金とさせていただきます。

別表第 2 違約金（第 5 条関係）

予約室数	不泊	当日	前日	2 日前～3 日前	4 日前～31 日前
2 室まで	100%	100%	80%	50%	—
3 室以上	100%	100%	100%	80%	80%

（注）

（i）「％」は、宿泊料金に対する違約金の比率です。

(ii)「室数」の表示は、宿泊しないこととなった日当ホテルに通知されている宿泊予定室数をいいます。また、「当日」、「前日」、「2日前～3日前」、「4日前～14日前」などの表示は、キャンセルの申出がなされた日から宿泊しないこととなった各日までの日数をいいます。

(iii) お客様が宿泊契約の全部又は一部をキャンセルした場合、キャンセルにより宿泊しないこととなった全ての日及び前項に定める宿泊予定人数のうち宿泊しないこととなった全ての人数の分について、そのキャンセルの申出がなされた日からキャンセルにより宿泊しないこととなった各日までの日数に応じて収受します。

(iv) 提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーに従って計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

(v) 当ホテルは、前各項に定めるほか、違約金について、宿泊契約の内容等に応じて特約を定めることができるものとします。

利用規則

当ホテルは、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

貴重品は、その種類及び価額を明告したうえで、フロントへお預けください。但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。

- (1) 5万円を超える価値を有する物品又は金銭等
- (2) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、その他の IT 機器等）
- (3) 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）

2 契約人数を超えての客室利用は禁止致します。申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、直ちに退去していただくほか、その超過利用分を請求致します。

3 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用
- (2) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ホテル所定の場所以外での喫煙（電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含みます。）

(3) 放歌高吟等の喧騒行為、粗暴な振る舞い、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為

(4) 次に定める物品の持ち込み

- (イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除きます。）
- (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
- (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
- (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
- (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
- (ヘ) 悪臭を発するもの
- (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
- (チ) 当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
- (リ) その他当ホテルが客室への持ち込みを禁止することとした物品

(5) 公序良俗に反する行為

(6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為

(7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用

(8) 客室以外の場所での所持品の放置

(9) 客用以外の施設への立ち入り

(10) 当ホテルが許可する施設以外から飲食物等の出前を取ることを

- (11) ユニットバス内での染毛・漂白剤等の使用
- (12) 客室内でお香などを焚く行為
- (13) 営利を目的とした活動
- (14) 当ホテルの従業員に対する攻撃、つきまとい、過剰な要求及び金品等の提供
- (15) その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊を目的としない利用
- (2) 外来者との客室での面会
- (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること

5 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

付 則

この宿泊約款及び利用規則は、令和 6 年 11 月 1 日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

2 この宿泊約款について、日本語以外の言語（以下、「外国語」といいます。）で作成されたものがある場合であって、日本語で作成された宿泊約款の内容と外国語で作成された宿泊約款の内容との間に相違がある場合には、日本語で作成された宿泊約款の内容が優先して適用されるものとします。